

ぎふ農業会議だより

平成18年7月28日
岐阜県農業会議

< 内容の詳細を含め、お問い合わせ等がある場合は、下記事務局へご連絡ください。
岐阜市藪田南 5-14-12、岐阜県ツタツク庁舎、 058-268-2527 (担当；三浦) >

6月常任議員会議を開催

- 農地転用許可申請 328件、約274千㎡について意見答申 -

農業会議は、6月28日、岐阜市内の岐阜県福祉・農業会館の6F研修室において、常任議員会議を開催しました。

この会議では、県知事ほか3市長から諮問された「農地法第4条第3項及び第5条第3項の規定による農地転用許可」に対して意見答申を行いました。

県知事ほか3市長から諮問された農地転用許可申請の総件数及び総面積は、合計328件、274,288㎡(第4条関係が88件、54,719㎡、第5条関係が240件、219,569㎡)。

なお、その許可権者ごとの許可申請件数並びに面積は、以下のとおりです。

区分	4 条		5 条		合 計	
県知事	71 件	47,276 ㎡	210 件	200,748 ㎡	281 件	248,024 ㎡
羽島市長	1	338	3	1,183	4	1,521
各務原市長	3	789	13	9,512	16	10,301
高山市長	13	6,316	14	8,126	27	14,442
県計	88 件	54,719 ㎡	240 件	219,569 ㎡	328 件	274,288 ㎡

県並びに3市から説明を受けた後、本会議に先立ち事前(6月26日)に開催された「農地対策委員会」での検討結果(3000㎡以上の大規模転用案件10件、70,399.31㎡、砂利採取案件7件、40,903㎡)に関して、「追認案件に対する厳格な対応、公共事業投資の有無と農地転用申請案件の関連の確認等について意見を述べた」旨の報告があり、審議の結果、各転用申請案件とも許可相当とし

て県知事並びに3市長に答申することで認められました。

平成18年度第1回農業会議総会を開催

- 平成17年度事業報告及び決算、平成18年度補正予算等を承認 -

県農業会議は、6月28日、岐阜市内の岐阜県福祉・農業会館の2F大会議室において、54名(委任状を含む)の会議員の出席を得て、今年度第1回総会を開催しました。

この総会では、平成17年度事業報告及び決算、平成17年度職員退職給与金決算、平成18年度補正予算を議題とし、各議案とも原案どおり決定されました。

品目横断的経営安定対策の加入・申請等に関する担当者会議を開催

- 県下3会場において、県担い手育成総合支援協議会が主催 -

県担い手育成総合支援協議会(事務局 岐阜県農業会議)は、大垣市会場(6月30日)、高山市会場(7月12日)、美濃加茂市会場(7月14日)の県内3会場において、品目横断的経営安定対策の加入・申請に関する担当者会議を開催しました。

これは、6月21日に「担い手経営安定新法」が公布され、その後品目横断的経営安定対策の実施要領が制定されたことに伴い、加入・申請手続き等の詳細な内容が明らかになったことから説明会を実施したものです。

特に、19年産の秋まき麦の加入手続きが9月1日から始まることに伴い、その加入手続きのスケジュールや方法、この対策のポイント等を中心に説明をしました。

主な説明事項は、品目横断的経営安定対策のポイント、品目横断的経営安定対策の実施要領、品目横断的経営安定対策への加入手続き、過去の生産実績の移動の考え方の4点です。

この対策の加入申請は、原則、農業者自らが直接農政事務所へ申請する必要があるため、申請する生産者をサポートする立場にある担当者の方には、内容を十分理解して頂き、間近に迫った加入申請がスムーズに対応ができるようお願いしました。

平成18年度農業委員会新任職員研修会を開催

- 1年未満の職員を対象に、農業委員会法と活動、農地関連法等を研修 -

県農業会議は、7月3日～4日、農業委員会新任職員研修会を岐阜市内の長良川会館で開催しました。

この研修会は、農業委員会活動並びに農地関連法等に関する基礎的な知識を深めることをねらいに、1年未満の農業委員会職員等を対象に開催したものです。研修会には、47名の参加がありました。

主な内容は、農業委員会法と活動、農地法と農業生産法人要件、農振法、農地保有合理化事業、農地基盤強化促進法、品目横断的経営安定対策、農地基本台帳、農業者年金をテーマとし、現在、農業委員会が直面している事項を中心に研修しました。

また、農業委員会職員協議会との合同開催により、栃木県二宮町農業委員会事務局長から「農業委員活動が地域の農業を支えていく」と題して、農業委員会活動の活性化に向けた事務局の考え方等について事例発表を行いました。

平成18年度農業者年金新任担当者研修会を開催

- 県農業会議と県農協中央会の合同開催 -

県農業会議並びに県農協中央会は、7月10日、岐阜市内のJA会館大会議室において、農業者年金新任研修会を開催しました。

本年度は、特に「新しい農業者年金」への加入推進を重点的に推進するため、農業改良普及センターの普及指導員や県関係課の担当者にも参加を呼びかけ、市町村・農業委員会・JA・県関係者等87名の参加がありました。

この研修会は、農業者年金業務と手続き等を円滑に推進するための基礎的な研修会として位置づけ、農業者年金制度をめぐる情勢、農地法と農業者年金、農業者年金の新・旧の制度概要と事務処理の留意事項等、幅広い分野について研修を行いました。

全国 の 動き から

WTOのドーハ・ラウンド、決裂

- 交渉は一定期間、凍結される可能性が高く、年内最終決着は不可能に -

世界貿易機関（WTO）新多角的貿易交渉（ドーハ・ラウンド）は、7月24日、主要6カ国・地域（G6）の閣僚会合を開き、日本・インド・ブラジルなどが譲歩の用意があることを示唆したようですが、米国が国内農業補助金で一層の削減を拒む姿勢を崩さず、交渉は決裂しました。

中川昭一農相が、「いつ再開するかは、はっきり決まっていない」としたように、交渉は一定期間、凍結される可能性が高く、ラウンドが目指していた年内最終決着も不可能な状態となりました。

ラウンドは、米国が国内農業補助金削減、日本・EUが農産物の市場開放、インド・ブラジルが鉱工業品の市場開放で、それぞれ譲歩を拒む「三すくみ」の状態にありました。

WTO交渉が凍結している間は、貿易交渉の軸が、多国間から2国間に移る可能性があります。

G6；日本、米国、EU、オーストラリア、インド、ブラジル

19年産の経営所得安定対策等の事業規模は4,130億円に

- 政府・与党、「経営所得安定対策等実施要綱」を決定 -

国は、7月21日、平成19年度からの農政転換を具体化するための「経営所得安定対策等実施要綱」を決定しました。

この要綱では、支援単価を3年間固定する品目横断的経営安定対策の創設、生産調整面積拡大に対する助成、無利子融資制度の創設など、担い手を対象とするメリット措置を手厚くしました。

また、国主導で行ってきた米の生産調整は、平成19年産から農業者・農業団体主体の新しい需給調整システムに移行します。

改革施策の3本柱である「品目横断的経営安定対策」「米政策改革推進対策」「農地・水・環境保全向上対策」の平成19年産にかかる所要予算を4,130億円とすることを決定しました。

「品目横断的経営安定対策」の平成19年産の事業規模は、1,880億円。そのうち、生産条件不利補正対策（ゲタ）については1,400億円で、10a当たりの支援水準を、小麦40,400円（面積単価27,740円、数量単価2,110円/60kg）、大豆28,900円（面積単価20,230円、数量単価2,736円/60kg）としました。

また、収入の減少による影響緩和対策（ナラシ）の平成19年産の事業規模は300億円、過去の生産実績のない案件等への対応は70億円としました。

「米政策改革推進対策」の平成19年産の事業規模は、1,850億円。

そのうち、転作を後押しするための産地づくり関係予算は、1,600億円で、原稿と遜色のない水準を確保しました。

具体的には、産地づくり交付金が1,330億円、新たな需給調整システムを定着させるための当面措置については150億円としました。

また、品目横断の対象者以外の価格下落の影響緩和等のための稲作構造改革促進交付金は290億円、集荷円滑化対策は26億円としました。

「農地・水・環境保全向上対策」の事業規模は300億円。

そのうち、共同活動への支援は270億円（水田10a当たりの助成4,400円）で、営農活動への支援については、エコファーマーなどの先進的営農支援として30億円（水稻の10a当たりの助成単価3,000円）としました。

また、地域における高度な資源保全活動等の更なるステップアップへの支援は、取り組み水準に応じて1地区当たり10～20万円の助成単価とするなど、総額10億円としました。

「助成単価」は、地方負担分を含まない金額

最後まで調整が続いた米政策改革促進対策

- 米の生産調整は、19年産から農業者・農業団体主体に移行 -

前述のとおり、「経営所得安定対策等実施要綱」が決定しましたが、農業者・農業団体が主体となる新たな需給調整システムの移行問題も絡み、政府・与党で最後まで調整が続いたのが米政策改革推進対策です。

これまでの生産調整における米の生産目標数量を配分するルートについては「国 県 市町村」とJA系統組織の2つでした。これが平成19年度からは大きく変わり、国や県の行政ルートは生産目標の配分をせず、米の予想需要量等の情報の提供に特化し、生産目標数量の配分ルールの決定については、農業

者・農業団体主体に移行し、具体的には、ＪＡや大規模農家、市町村などで組織する地域協議会が行うことになり、水田農業の推進に当たって、大変重要な機関となります。

このような中であって、生産調整対策の財源確保が大きな課題として、転作助成金である産地づくり交付金の確保をはじめ、平成１９年度からの品目横断的経営安定対策に加入しない農家への支援対策など、米の需給と価格を安定させる仕組みをいかに組み込めるかが焦点となっていました。

品目横断的経営安定対策に加入しない農家に対する生産調整の参加メリット対策として、稲作構造改革促進交付金（２９０億円）を新設しました。これは、米価下落時の補てんや転作助成金として使える助成金で、交付助成対象の面積に上限があるものの、一般部分で１０ａ当たり４，０００円、担い手集積加算として１０ａ当たり３，０００円が交付されます。

農業団体が求めていた過剰米対策の充実では、豊作による過剰米を市場隔離する集荷円滑化対策の運用を見直しました。

具体的には、市場隔離した農家の支援金を４，０００円／６０kgとし、現行より１，０００円を増額。翌年の秋まで売れ残った持ち越し在庫についても、条件付きで同対策の対象にすることにしました。

更に、稲作構造改革促進交付金の一部は、持ち越し在庫の補完経費などに使えるようにしました。